

# 帝国・植民地研究の基軸概念と争点

——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）——

山内 文登

はじめに

本稿は、日本台湾学会からの依頼を受けて綴った駒込武『世界史のなかの台湾植民地支配——台南長老教中学校からの視座』（2015年、以下、『台湾支配』または同書）に対する書評（拙稿 2018b）として準備した草稿のうち、紙幅と書式の制約から割愛した内容を基にする。割愛したのは、主に同書の理論構成の精読に相当する内容であり、まずはその公刊が本稿の第一の目的である<sup>1</sup>。

以上を消極的な目的とすれば、本稿の積極的な目的は、『台湾支配』の内容から敷衍して、帝国・植民地研究における係争的な概念と論点を整理し、理論的な議論の深化に資することである。計 900 頁にせまる大著である『台湾支配』は、膨大な資料を渉獵し、実証史学の手法を踏まえて地域研究としての水準を更新する労作だが、さらに「植民地とは何か」「植民地主義とは何か」といった根本課題に改めて向き合った「理論書」の側面を兼ね備えている。

---

1 拙評は、「台湾史・世界史」「主体性・構造的性」「物語性・実証性」という三組の視座を互いに連関させつつ同書の内容と特徴を読み解いたもので、本稿との関わりも深いため、できれば参照していただきたい。なお、そこでは駒込と山内をそれぞれ「筆者」「評者」と称したが、本稿では「駒込」「筆者」とする点に留意されたい。

その重要性は、日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』（2018年、以下、『論点』）において、冒頭の「植民地主義」の項目を駒込が受け持っているところからもうかがわれる。同項目は、『台湾支配』の議論に基づきつつ、一部アップデートした内容であり、よってここでは両者を一つの論考として検討する。また、本稿は駒込の前著『植民地帝国日本の文化統合』（1996年、以下、『帝国日本』）も取り上げる。「帝国日本」研究の枠組を提示したこの前著は、2008年に韓国語版、2017年に中国語版が出版されていることが物語るように未だ現役であり、今後もなお議論される余地を大に残している。本稿では、駒込の理論構成の変遷も視野に入れて前著に論及する。加えて、今年（2019年）4月に刊行された『台湾支配』の中国語訳、そして公刊された書評や駒込の応答の一部にも触れる。

『台湾支配』は全三部からなる。第Ⅰ部で長い19世紀までの「植民地主義」、第Ⅱ部で1920年代を中心とする「同化主義」、第Ⅲ部で1930年代以降の「全体主義」という世界史的な支配構造に関わる三つの概念が焦点化される。加えて終章では「総動員体制」が扱われ、さらに「光復」後の「戒厳令体制」への接続性も考察されている。一方、第Ⅱ部では「自治的空間」という台湾史の主体構成に関わる概念が論じられている。本稿で取り上げるのは、同書の中心課題たる「植民地主義」「同化主義」「全体主義」「自治的空間」の四つの概念とその周辺である。

ここで『台湾支配』の理論的構えというべきものについて簡単に触れておく。

駒込は同書の序章で、「[ポストコロニアリズム]と総称される研究動向」と「実証的な歴史研究」、すなわち理論と実証の「架橋」を狙いの一つに挙げている（11頁、以下、『台湾支配』からの引用は同書式で頁数のみ表記）。前者の研究動向として名前が挙げられたのは、ベネディクト・アンダーソン、エドワード・サイード、ハンナ・アーレント、ユルゲン・ハーバーマスといった面々

である。ただし、本文の中には、他にも松田素二、酒井直樹、タカシ・フジタニ、レオ・チン、呉叡人、文富賦、テッサ・モーリス＝鈴木といった人びとの議論が同様の重要度で参照されている。駒込が「ポストコロニアリズム」として論及するのは、より広く批判的政治・文化研究と総称できる領域といえるだろう。ここに掲げられた理論と実証の「架橋」は容易な作業ではない。現行の歴史研究においては、往々にして理論と実証との間に深い溝が存在するからである。それは、「理論」が一種の舶来品としてもはやされやすい日本の翻訳文化において特に強い傾向である。逆に、「実証」の重視は、しばしばそうした風潮に対する反発に基づいており、日本の歴史研究における最も重要な規範意識をなしている。これは、「実証主義」の土台にある科学的営為が、本来は理論と検証の相補的な役割分担に基づくことを考えれば皮肉な現状というべきだろう。

駒込は、こうした理論と実証の架橋に対し、世界史と台湾史の間の往還作業を通じてアプローチする。出発点は、参照される理論、より正確にはそれを生み出した理論家の経験——例えば「アーレントの恐怖、サイードの寂寥」——が、「本書に登場する台湾人の経験に低通するものがある」とする構えである（11頁）。すなわち「西洋」の理論の単なる適用や応用ではなく、当代の人々の生きられた経験との対話と、それによる検証と基礎づけを重視する。特に重要なのは、支配構造に関わる諸概念の定義において、それを行使した主体よりも、それを被った主体の経験から考察しようとする基本姿勢である。これは前著『帝国日本』が傾注しがちだった治者側の主義や理念、意図よりも、その実相や内実、運用を重んじ、何より被治者にとっての効果や意味の審級から理解しようとするアプローチである。こうした作業を通じて、駒込は台湾史における個人の経験の「単独性」を世界史的な「普遍性」へと媒介し、理論的に昇華することを試みる（14頁）。

こうした構想の中で、前著で主軸をなした「帝国日本」の枠組は、台湾史と

世界史をつなぐ一媒介という役割へと後景化される。その基本的な位置づけは、帝国の世界史を織りなす一部分である。これによって、「帝国日本による台湾植民地支配を「特殊日本的」な出来事として囲い込んでしまうのではなく、グローバルな帝国主義体制の一部として認識したうえで、これを批判するための立脚点を構築する」(11頁)ことが重視される。こうして、「欧米と日本をいわば<sup>レ</sup>申<sup>レ</sup>刺<sup>レ</sup>し<sup>レ</sup>にして批判できるような立脚点を構築する」(28頁、ルビ原文)という同書全体を貫く狙いが導き出される。それは、「欧米帝国への批判が帝国日本のための弁明という効果を持ってしまい、帝国日本への批判が欧米帝国の擁護となってしまうというトラップが二重三重にはりめぐらされている」(28頁)状況を回避しようとする試みである。こうした前提の上に、理論を「帝国日本にかかわる歴史的経験に即して定義し直す」(29頁)ことが目指される。

本稿は、こうした駒込の理論的取り組みを手がかりに、帝国・植民地研究に関わる基軸概念と争点の所在を検討することを主たる課題とする。本稿は全6節からなる。まず植民地主義とは何かという問題について、欧米圏の議論の一端を概観し、駒込の議論の特徴や意義を考える土台とする(第1節)。その上で世界史の構造的性に関わる「植民地主義」「同化主義」「全体主義」、台湾史の主体性に関わる「自治的空間」という四つの概念を中心に駒込の基本的な理論構成を整理し考察を加える(第2～5節)。最後に「帝国のはざま」という基本視座に関して論評する(第6節)。

## 1. 植民地主義の概念規定と射程——欧米圏の議論から

『台湾支配』第I部で論じられる最も重要な概念は植民地主義である。同時にそれは同書を貫く核心的主題でもある。その立論の特徴を捉えるには、既往の議論との比較参照が有用となる。駒込も、自論を展開するにあたり、一般的

帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

な概念規定に目配りをしている。同書では英語圏の植民地研究のサーベイが提示され（26-29頁）、『論点』所収論文では『広辞苑』（第7版）の「植民地」が検討されている（『論点』2-3頁、以下、本論文からの引用は同書式で通す）。ここでは議論をもう少し広げて、ごく簡単ながら、植民地帝国の近代を牽引した欧米における議論の一端を見ることで、駒込の植民地主義論を中心とする理論構成の立ち位置を考える出発点としたい。

### 1) 植民地主義・植民・植民地

植民地主義に関する決定的な定義というものは存在しない。定義の問題に取り組もうとする論者の多くは、それが歴史的に様々な形をとってたち現れたことに自覚的であり、よって非歴史的・脱文脈的な定義に対して留保を付すのが一般的である。

とはいえ、そこに議論の出発点となるような一定のコンセンサスがないわけではない。欧米圏の概念規定の多くは「支配」の関係という命題を含んでいる。例えば、植民地主義に関する理論的整理を試みたユルゲン・オースタハメルは、それがまず「人間集団間の支配関係 Herrschaftsbeziehung」であると述べる（Osterhammel 1995: 21）。帝国に関する概説書を執筆したステファン・ハウも「一集団による他集団の支配 rule のシステム」と述べる（Howe 2002: 30）。「スタンフォード哲学百科事典」の「植民地主義」の項目では冒頭に「ある人々の他の人々への従属を伴う支配 domination の実践」とある（Kohn & Reddy 2017: 序論1段落）。

もちろん、ひとえに支配関係といっても様々な類型がある。ここで付け加えられるのが以下のような限定条件である。「被植民者の生活経営 Lebensführung<sup>2</sup>に関する基本的な決定が、文化的に異なりまた[現地の文化に] 適応す

---

2 Lebensführung は、マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』などの邦訳において「生活態度」と訳されているが、自ら主導する

る意志をほぼ欠いた支配側の少数集団によって、[本国の] 外的利害を優先的に顧慮して下され、かつ実施される」(Osterhammel 1995: 21)、あるいは「前者[治者]が後者[被治者]に対する排他的な主権の行使およびその運命 *destiny* を方向付ける権利——ここでも通常征服によって確立された「権利」だが——を主張する」(Howe 2002: 30-31) といった関係性である。両者に共通するのは、被植民者の人生とその設計に対する自決権の抑制という要件である。これは駒込が最も重視する争点の一つであり、「自治」という概念に関して改めて論ずることにする。

植民地主義は、いうまでもなく植民 *colonization*<sup>3</sup> や植民地 *colony* といった概念と関わっている。しばしば分別されずに用いられるが、論者によっては明確な概念的区別を導入する。例えば、オースタハメルは、植民が「土地占拠の過程」、植民地が「特殊な政治的・社会的な人的組織」に関わるとした上で、植民地主義との区別を促している (Osterhammel 1995: 8)。より具体的には、植民の核に大規模な人の越境や定住を想定する一方、植民地については、「外来の支配者が、その植民地に対する排他的「所有権」を主張する遠隔の「母国」または帝国の中心に対して永続的な従属関係にある」(同前 16) 点を重視する<sup>4</sup>。オースタハメルがこうした区別を導入するのは、「植民地なき植民地主

---

ことを意味する *Führung* のニュアンスが伝わりにくいため、ここでは中国語圏で広く使われる訳語も勘案しつつ「生活経営」とした。ヴェーバーの語法とその含意については、「生活様式」*lifestyle* という英語の「誤訳」を指摘した Abel & Cockerham (1993) 参照。なお、オースタハメルの邦訳版 (2005) では「生存方式」と訳されている。

- 3 ここでは「植林」「植樹」などに見られる「植」の動詞的含意を用いて *colonization* を「植民」と訳す。歴史的に「殖民」という漢字も広く用いられたが、「殖やす」よりも「植える」の方が欧米語の原義に近いと考える。なお、オースタハメルの邦訳版 (2005) では *Kolonisation* に「植民地化」が当てられている。
- 4 こうした議論からも *colonization* を「植民地化」と解するのはやや性急である。同様の問題意識の延長から *colonialism* を「植民主義」とする可能性もあるが、ひと

帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

義」（例えば「内国植民地」といわれる状況）、「植民地主義なき植民地」（例えば植民者が先住者を駆逐したような状況）、あるいはまた「植民地建設なき植民」（「辺境植民」の多くの例）、「植民なき植民地建設」（軍事的征服に基づくもの）などを論ずるためだという（同前 16, 22）。ハウもまた植民地主義と植民を区別しつつ、後者が「大規模な人口移動を指し、その際、移民は彼ら自身または先祖の故国との強い紐帯を維持し、そうした紐帯を通じて当該領土の他の住民に対して大きな特権を保持する」（Howe 2002: 31）と述べている。ハウのいう植民はオースタハメルの植民と植民地を足したような内容である。以上のような区別はやや機械的な概念操作の印象を与えるものの、実際に駒込の理論構成でも「植民地なき植民地主義」などの状況が強く意識されており、改めて触れることにする。

## 2) 植民地主義と帝国主義——概念的支配・従属関係

より重要なのは、植民地主義の定義の多くが帝国主義との関係を前提にしている点である。前述の「スタンフォード哲学百科事典」は、その定義の困難性として「帝国主義から区別し難い」ことを真っ先に挙げる（Kohn & Reddy 2017: 序論 1 段落）。また、サイドは『文化と帝国主義』の中で、植民地主義について「遠隔の領土への居住地の移植」という定義を採用しつつ（これはオースタハメルやハウの植民に相当する）、それが「ほぼ常に帝国主義の結果」であると付記している（Said 1994: 9）。

サイドがこのすぐ後に帝国主義の定義として引用するのは、冷戦期のアメ

---

まず留保する。なお韓国語圏や中国語圏では「殖民主義」または「植民主義」が一般的である。また、いわゆるポストコロニアル研究の普及以降は、「コロニアル」「コロニアリズム」などカタカナ表記するケースも増えたが、帝国日本や広く漢字圏の歴史的経験に即した理論的な深化が特に見られず、ここでは用いない。こうした基軸概念は、すでに一般化した訳語から改めて考え直す余地を大に残していることを付言しておく。

リカを代表する社会科学的な帝国研究であるマイケル・ドイルの議論である。すなわち、「帝国は一つの国家が別の政治社会の実効的な政治的主権をコントロールする公式・非公式の関係である。それは実力行使、政治的協力、経済的・社会的または文化的な従属によって達成される。帝国主義は端的にいて帝国を建設または維持する過程あるいは政策である」という概念規定である(Doyle 1986: 45)。こうした研究の流れを継いだアレクサンダー・モティルは、ドイルの説明が「主体性や選択、意図への論及を慎む」ものであったと評価しつつ、「帝国」について、「ハブのような構造——外枠なしの車輪——を持つ階層的に組織化された政治システム」であり、「その中で、中心のエリートと国家が、周縁のエリートや社会との重要な相互作用における媒介者として働き、また周縁から中核へ、そして再び周縁へという資源の流れを水路付けることによって、彼ら[周縁のエリートや社会]を支配する」と規定している(Motyl 2001: 4, 38)。両者ともに帝国主義を政策、帝国を政体として概念的に区別する。こうした戦後アメリカの社会科学的帝国研究に特徴的なのは、植民地主義の議論を後退させがちな事実である。ドイルやモティルの著作は索引に植民地主義を挙げておらず、後者の場合は本文での言及もほぼ皆無である。

実のところ、こうした植民地主義の帝国主義論への回収ともいえるべき傾向は、より広く見受けられる問題である。帝国日本について論じたマーク・ピーティーは、帝国主義について、「ある国家(nation)、領土(territory)、人民(people)が、他の国家、領土、人民に対して、公式な権威によるか非公式なコントロールによるかは問わず、支配を拡大しようとする努力一般」とした上で、植民地主義について、そうした「勢力拡大を求める努力が成功をおさめ、従属した領土、人民に対して支配権力が公式の政治的権威を押しつける政策を選んだ場合のみ使う」と限定している(ピーティー 1996: 5-6)。すなわち、ドイル流の概念規定を踏まえつつ帝国主義に「公式」「非公式」の両者を加える一方で、植民地主義を「公式」に絞る立論である(公式・非公式は後述)<sup>5</sup>。



帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

前述のハウもまた、オックスフォード大学出版会の入門シリーズにふさわしいタイトルとして、「帝国」（単・複数形）、「帝国主義」、「植民地主義」などの可能性を考えたが、「植民地主義」が「より特定ので厳密に政治的なもの」という認識から、最終的に包括的で一般的な単数形の「帝国」にしたと述べている（Howe 2002: 9, 31）。レイモンド・ウィリアムズの『キーワード辞典』（Williams 2015[1983]）が「帝国主義」だけを挙げるのもまた兆候的といえよう。

### 3) 帝国と拡張——主権・資本・文明

帝国主義論における植民地主義の下位概念化は、帝国の「拡張・膨張」*expansion* という観念が土台になっている。ピーティーは、前述の引用に続いて、「この二つの言葉に対する定義をより明確にするため、「拡張」という言葉を心にとどめることが重要である」と釘を差す（ピーティー 1996: 6）。植民地主義をタイトルに掲げたオースタハメルの議論もまた徹底して「拡張」の地平にこだわっている。すなわち植民地主義・植民・植民地という「これら三つの概念すべての基礎には、一つの社会が本来の居住地を超えて拡張するという観念がある。こうした拡張の過程は世界史の根本的な現象である」（Osterhammel 1995: 9）と言い切る。

それでは具体的に帝国の何が拡張するというのか。この問題を古今東西にまたがる文字通りの「世界史」の次元で考えると、帝国の様態自体が安易な類型論を拒むほど多様で話の収まりが悪くなる（杉山 2003）。帝国主義の概念もまた同様である。よって、ここからは駒込が対象とする 19 世紀以降の国

---

5 ただし、すぐ後に、「公式」という限定条件に加えて、国際社会による「公認」というべき新たな尺度が持ち込まれ、1895 年から 1922 年までに日本が獲得した海外領土に議論を限定するとしている（ピーティー 1996: 6-7）。この概念規定の曖昧さは異論を招く要因となろう。なお、ピーティーが共編した帝国日本に関する英語の三巻本には、中国大陸における「非公式帝国」*informal empire* を扱った巻が含まれている。

国民国家時代の帝国のあり方——山室信一（2003）のいう「国民帝国」——に照準して話を進めることにする。

ジョヴァンニ・アリギは、帝国主義をめぐる「概念的な混乱に対する一つの解決案」（Arrighi 1978: 9）を提示すべく、ジョン・ホブソンの先駆的な議論に立ち返ってその概念的な座標軸の抽出を試みている。その出発点となるのが国民国家と帝国主義の関係であり、特に19世紀末における前者の拡張のあり方の変容という局面である。それは、「国民・国家」の組み合わせのうち、国民の拡張から国家の拡張への移行とまとめられる（同前 36-37）。そしてホブソンの用語法にならって、前者を「植民地主義」（オースタハメルやハウのいう「植民」）、後者を「帝国主義」と限定する。後者は既往の歴史研究においてしばしば「新帝国主義」などと呼びならわされてきたものである。以下、本稿では、「帝国主義」を主にこの限定的な意味で用い、後述する理由からその正当化理念やイデオロギーとしての側面を重視する。「帝国」は国民国家時代の公式の政体の一類型で、帝国主義をその属性に含む<sup>6</sup>。こう捉えれば、サイドが

---

6 よって本稿は帝国主義と帝国を時代区分的に分け、前者にまで「政体」の含意を込める議論にくみしない。そうした例にネグリ＝ハート（Hardt & Negri 2000）や柄谷行人（2014）がある。前者が帝国主義時代以降の全世界的な〈帝国〉を論ずるのに対し、後者はそれ以前の汎地域的な「帝国」に傾注する点で、両者の観点や力点は異なる。柄谷は、「多数の部族や国家を、服従と保護という「交換」によって統治するシステム」を「帝国の原理」と呼んだ上で（柄谷 2014: 86）、国民国家の拡張としての「ヘゲモニー国家」はそれを欠き、よって「帝国」ではなく「帝国主義」に過ぎないと繰り返し強調する（例として近代西洋の諸帝国のすべて、帝国日本、冷戦時のソ連から現代にいたるアメリカなど）。しかし柄谷のいう「帝国の原理」が「帝国主義」のイデオロギー性をどれだけ免れているのかの議論は十分とはいえない。一例として、前者について「それは征服された相手を全面的に同化させたりしない。彼らが貢献しさえすれば、そのままよい」（同前 86）と肯定してにおいて、後者について「国民国家の拡張としての帝国主義が他民族に同質性を強要する」（同前 87）と断ずる辺りは、後述する歴史的事実——後者もごく限定的にしか同化を行わない——とまったくそぐわない。ここには、昨今の中国語圏における帝

植民地主義を「ほぼ常に帝国主義の結果」と述べた状況は、19世紀末以降に明確化したものである。

国民国家の帝国化の基礎は、まず第一に政治的支配の拡張である。より具体的には帝国側が「主権」と命名した権益の自己主張である。ネグリ＝ハートは、帝国主義について、端的に「ヨーロッパの国民国家が自らの境域を超えてその主権を拡張すること」と書いている（Hardt & Negri 2000: xii）。ただし、最近の研究では、実際の主権の拡張や分配のあり方が個別の状況に応じて多様かつ重層的だったことが重視されている（Burbank & Cooper 2010）。それに応じて、本国の主権が及ぶとされた領土の法的地位には多様なグラデーションが現れる。

当然ながら、これは「植民地」の位置づけに直結する。オースタハメルは、20世紀初頭のイギリスの植民地法において、海外の所領が40種類を超える法的地位に区別されていたことを指摘しつつ（Osterhammel 1995: 55）、そうしたバリエーションのすべてをひとまず「植民地」の枠組において類型化する。また、デイヴィッド・アバネシーは、帝国に対する政治的な定義として、「一つの政体（本国と呼ばれる）と、本国の境域外にあるがその法定属領と主張される一つ以上の領土（植民地と呼ばれる）の間の支配・従属関係」（カッコ原文）と整理した上で、「海外州」overseas provinces や「海外県」overseas departments、国際連盟の「委任統治領」、さらにその後継である国際連合の「信託統治領」など、名義上はそうみなされない領土も「植民地」に含めるとする（Abernethy 2000: 19）。一方、ピーティーは、日本が1931年以降に支配した海外領土は公式の「植民地帝国」の一部ではないとして議論から外している（ピーティー 1996: 7）。これらの立場はまた、先のオースタハメルらの「植民地」の定義、すなわち本国との紐帯を維持する少数の支配者の媒介的存在に特に留

---

国・天下論との共振関係も含め、本稿で論じきれない複雑な問題が含まれるため、別途連載中の拙稿（2017; 2018a）で論及する。

意し、彼らを本国の主権の代行者とみなすような視点とも異なっている。ここで確認しておきたいのは、欧米圏の議論において「植民地」の定義に相当の偏差と多様な基準があることであり、よってその一義性を仮構した上で、帝国日本の海外領土は「植民地である／ない」といった類の議論は通用しないという点である。これもまた駒込の一連の立論と深く関わっており後述することにする。

第二に、20世紀以降の帝国主義論において拡張論の枠組を下支えてきたのは、何より経済的議論であり、資本主義論がその中核を占めてきた。ここにホブソンを介してレーニンが定式化した「資本主義的帝国主義」論が最も影響力をもってきたことは、改めて指摘するまでもないだろう。すなわち帝国主義を「資本主義の独占的段階」と捉え、その「過剰資本」の輸出が世界市場の分割と植民地支配をもたらすといったテーゼである（レーニン 1953[1917]）。それは戦後日本においても長期にわたって帝国主義研究の理論的パラダイムであったが、定義と事実または理論と実証の分離が久しく指摘されてきた。これについては、「資本主義の発展段階としての帝国主義、その帰結としての植民地支配という論理は、植民地をめぐる問題群に固有な位相を解明するものではない」という駒込自身の言葉が簡にして要を得ている（『論点』3頁）<sup>7</sup>。

ホブソン＝レーニン以降も幾つか有力な経済的拡張論の枠組が提起されてきた。代表的なのは、ギャラガーとロビンソンの「自由貿易帝国主義」論ないしは「非公式帝国」論である（Gallagher & Robinson 1953）。それは、英国史研究において、19世紀末以降に「帝国主義」の時代へと移行するとした既存の議論が、主権の拡張を明確に伴う「公式帝国」にのみ傾注してきたことを批判し、政治的な後ろ盾を得つつも経済的な交易関係を基盤とする「非公式帝国」

---

7 こうした「帝国主義論」の再評価とそのための課題については兒玉州平（2018）を参照。「パラダイム」としてのレーニンの帝国主義論とその「反証可能性」の問題については、アリギの議論（Arrighi 1978: 17）を参照。

へと視野を広げることで、いわゆる「帝国主義」時代以前からの拡張政策の連続性を論じた。こうして帝国研究に「公式と共に非公式の拡張を含める」（同前5）視点が導入され、前述のドイルやピーティーらの定義にも反映されるところとなった。ただし、「非公式帝国」の外延は論者によって相当の開きがあり、かつ拡散していく傾向にあるため、そもそも「帝国」と呼ぶべきかどうかをめぐる異論もまた提起されている（Abernethy 2000; 山本 2003: 16-19）。これは、そもそもギャラガー＝ロビンソンが「(自由貿易) 帝国主義」と「(非公式) 帝国」を同義語のごとく論じた点に起因する概念的混乱というべきだろう。本稿では、「非公式」の概念が、公式の政体としての「帝国」というより、その外にまで延長される政策や理念としての「帝国主義」の形容としてこそふさわしいと捉える。外延においていわば「帝国なき帝国主義」が展開されるのである<sup>8</sup>。

第三に、拡張論の重要なバリエーションとしてもう一つ指摘すべきは、「文明」の伝播という枠組である。ウィリアムズが指摘するように、帝国主義を「文明化」の使命として定義付けようとすることは、帝国主義者自身による「一貫した政治的キャンペーン」であった（Williams 2015[1983]: 112）。帝国を文明と結びつけるのはローマ帝国以来の遺産だが、国民国家時代の帝国にあって、その結びつきはもはや自明ではありえず、後述するように宣伝と説得を要する観念連合となっていた。ネグリ＝ハート（Hardt & Negri 2000）の借用概念を又借りするなら、「文明」もまた、その普遍妥当性や優越性が「超越的」に通用していたところから、「内在性の平面」において再審にさらされる近代的状況へと位置づけの変更を余儀なくされていったのである。

---

8 注6に述べた柄谷行人（2014）流の「帝国」「帝国主義」の区分法は、ここにい  
う「公式」「非公式」の対概念と親和的である。それを帝国史の「近世」「近代」や  
「非西洋」「西洋」などの対立軸と重ね合わせたところに前述した概念的問題の一因  
があるというべきだろう。

ただし、昨今の帝国研究においてむしろ留意すべきは、「本国文明」の伝播よりも、「現地文化」の「差異」の諸相とその「管理」へと関心が向けられていることである。これを体系的に扱ったものにバーバンク＝クーパーの共著がある（Burbank & Cooper 2010）。そこで「帝国」は、「拡張主義的、または〔過去に〕外部空間へと権力拡張した記憶をもつ大規模な政治単位であり、新たな人々を組み入れつつ格差と階層を維持する政体」とされる——あるいは「帝国という概念は、その政体下の異なる人々が相異なる方法で治められることを前提とする」（同前 8）。こうした「包摂的かつ差異化された incorporative and differentiated 大規模な拡張主義的政体」（同前 10）に対比されるのが、同じく包摂的ながら成員の「同質化」を求める「国民国家」である。留意すべきは、こうした議論においても、帝国が「差異」をいかに緩く「包摂」し「統合」したのか、言い換えれば差異の政治における帝国のいわば「包摂力」や「統合力」に関心が向きがちな傾向である。そうした場合、問題意識は拡張論的な枠組に留まることになる<sup>9</sup>。

#### 4) 植民地主義と人種主義——被植民者の経験性と主体性（1）

ここまで帝国主義への植民地主義の概念的従属、およびそれを支える本国拡張論の政治的、経済的、文化的バリエーションを簡単に述べてきた。これは、帝国中心の拡張とそれへの植民地の従属という歴史的事実を反映している。しかし、それを歴史研究において忠実になぞるとするならば、たとえ批判的検討が

---

9 グローバル化以後の「世界」を取って〈帝国〉（英語では語頭が大文字表記）という歴史的概念で把握するネグリ＝ハートの議論は、こうした現在のな問題意識の一つの表現といえよう（Hardt & Negri 2000）。その重要な特徴の一つは、国民国家時代の「帝国主義」の包摂力を遥かに凌駕する、非本質化された「差異」の全面的な包摂であるという。帝国による差異の包摂なる命題は、世界の一体化の果ての「外部」の喪失というべき現代の皮膚感覚に合致しやすい課題設定ということになるだろう。

帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

目的だとしても、帝国秩序の支配構造を再確認するだけの結果に陥る危険性がある。こうした問題意識から、被治者の歴史的主体性に留意し、彼らの経験の審級から「支配」「従属」「拡張」「差異」などといわれるものの内実を問い返す議論の流れがある。

ハンナ・アーレントは、バーバンク＝クーパーも触れたような国民国家と帝国の対比を前提にしつつも、いかに「排除」が両者を貫いていたかを主題化する。出発点は、平等を前提とした同化を規範とするはずの国民国家の内部において、いかにユダヤ人の（「特権」も含む）差異が温存され、それゆえ彼らの一部が国民共同体から排斥されたかという問題である（Arendt 1958[1951]: Part I）。その上で、レーニンの「資本主義的帝国主義」論を批判的に継承しつつ、制御不能な「拡張のための拡張」というブルジョア的経済論理の政治領域への侵透と、それによる国民国家の変異と帝国主義の台頭を深く追究する——よって帝国主義は、「資本主義の最終段階というより、ブルジョアジーの政治的支配の第一段階」となる（同前 138）。国民国家の発展とともに生成した「反ユダヤ主義」は、海外帝国主義の植民地における「人種主義」と連動し、やがてヨーロッパで展開する大陸帝国主義の汎民族運動から全体主義への展開の中でエスカレートしていくことになる（同前 Part II）。こうしたアーレントの立論は「人種主義的帝国主義」論というべきもので、事実『全体主義の起原』としてまとめられる書籍のタイトルとなる予定だった（トラヴェルソ 2010: 110）。アーレント自身は植民地主義について体系的に語らなかったが、駒込の主要な理論的対話者の一人であり、改めて言及することにする。

人種主義をはじめとする「排除」や「差別」、そして「暴力」の問題は、世界各地の旧植民地の知識人自身の議論において主題化されてきた。それはまた、本国の拡張と包摂を主題化しがちな帝国主義の議論よりも、現地に固有の植民地主義の様相に焦点を当てる志向性を持つ。その重要な一例としてエメ・セゼールの植民地主義論がある（セゼール 2004[1950]）。それは、「植民地化

は文明化である」(あるいは「植民は文明である」)という、特にフランス帝国が好んで用いた普遍主義的拡張論に対する徹底した拒絶である。本来「文明」に含まれるはずの国民の諸原理が植民地においていかに裏切られ、人種主義に基づく差別と暴力という「野蛮」を伴ったかが強く告発される。セゼールにおいて、植民地主義は、それを実践する植民者側の非人間化・非文明化の過程として再定義されることになったのである。また、フランスの植民地主義擁護論者は、しばしばヒトラーのナチズムの被害者として自らを語るが、実のところそれは非ヨーロッパ世界で行ってきた「植民地主義的なやり方をヨーロッパに適用した」に過ぎないのであって、その意味でフランス帝国も「その犠牲者である前にまず共犯者であった」と指摘される(同前 137, 138)。海外植民地における人種主義的世界的な展開がファシズムの波となってヨーロッパへと還流したという見立ては、アーレントとも共通する重要なテーゼである。この点はまた駒込の全体主義論とも関わっており後述する。

##### 5) 植民地主義と民族主義——被植民者の経験性と主体性 (2)

国民国家の内と外における成員の排除——ユダヤ人や非西洋の人々など——は自らの構成原理に対する明白な背反だった。その政体は国民の「平等」な包摂という理念の上に定立するがゆえである。本来であれば、国民の原理は帝国の世界史の「近代」を画し、究極において帝国の死を宣告するはずのものだった。なぜなら、既往の帝国は今にいうところの「不平等」であることが「自然」な秩序であり、それを内在的に批判する原理を欠いていたからである。国民国家の時代にあつて、帝国という政体は根本的に自己矛盾、さらには自己否定の契機を抱えるようになった。そもそも、「帝国主義」なる言葉は19世紀末に普及した新造語だが(Williams 2015[1983]: 112)、その生成のプロセスは、こうして「帝国」の正当化イデオロギーの必要性が喚起され、宣伝や説得工作が行われるようになった事情に相関しているというのが本稿の立場である。



こうした矛盾に満ちた国民国家の帝国化について、アリギは「ナショナリズムの変容」として理解する（Arrighi 1978: 36）。それは前述した国民の拡張から国家の拡張への変容であり、ナショナリズムの漢訳で識別するなら「国民主義」から「国家主義」への移行である。ベネディクト・アンダーソンもまた、「公定ナショナリズム」と「帝国主義」を連続線上に捉えつつ、前者を特徴づける平等と同化の原理が帝国規模に引き伸ばされなかった現実についてイギリスや日本などの事例から論じている（Anderson 2006[1983]: 93-94, 99）。アンダーソンがこの議論の中で用いた「ラセンの上昇路」the looping upward path（同前 93）という言葉は、駒込の植民地主義論に密接に関わっており改めて触れる。こうした過程において、本国の主権が植民地へと拡張される一方で、国民の人権は拡張されず、したがって帝国規模の国民共同体——国民・帝国の領域が合致した「国民帝国」——が出現することはなかった<sup>10</sup>。ここには帝国と国民の矛盾および人種主義の内壁が介在したのである。

こうして帝国の本国においてナショナリズムが帝国主義へと転成する様相を示したのに対し、帝国の周縁においては現地の植民地主義への対抗的なナショナリズムを呼び起こすことになる。いうまでもなく「民族主義」と訳すべきナショナリズムである。それは国民国家時代の帝国編制が抱える自己矛盾の噴出でもあった。

民族主義の研究こそは、長らく被植民者の立場にたった植民地主義研究の主軸をなしてきた重要な系譜である。その成果は、植民地の具体的な状況に応じて多種多様であり、植民地主義論を焦点とする本節でまとめられるものではな

---

10 筆者はここに述べたものに最も近い編制をとった「国民帝国」の一類型が近代中国と考えている。ただし、それは直ちに「内なる帝国性」の超克を意味するものではない（拙稿 2018a）。そもそも国民と帝国の領域が合致すれば国内の権力関係や排除の問題が自ずと解消するわけでないことは、数多くの「国民国家」の実態が如実に示す通りである。

い。ここまでの議論に関わる最も重要な特徴に絞るなら、本国の「拡張」が「侵略」や「搾取」として批判的に捉え直された上で、植民地がそれに対する「抵抗」の主体かつ拠点として位置づけ直される点である。例えば、ギャン・ブラカシュは、インドの民族主義史学が、当のインドなる対象を「受動的から主体的、従属的から主権的 [な実体] へと鑄直し」、よって「単一の自我と単数の意志」を備えた「不可分の主体」an undivided subject として立ち上げたとまとめている (Prakash. 1992: 358, 360)

確認すべきは、そうした立論において、植民地主義と民族主義が「侵略—抵抗」という二項対立的枠組において理解され、また後者が主題化されることで、帝国主義論とは逆の方向から植民地主義の概念的周縁化をもたらすことになる点である。いうなれば、植民地主義は、本国の拡張を主題とする帝国主義論と、植民地の抵抗を主題とする民族主義論との間で板挟みとなり、その意味内容が深く検討されないまま、両者への従属変数として取り扱われるという問題である。同様の二分法的な理解はまた、被植民者の主体性に関して、その多元的な発現の可能性を、「民族」共同体とその「抵抗」という契機へと単一的に還元する傾向性を帯びている。

「ポストコロニアル研究」と通称される領域は、こうして民族主義論を特徴づけがちな二項対立的枠組への異議申し立てを主要な特徴の一つとする。そうして植民地主義と民族主義の間の錯綜する関係性が問いただされる。あわせて植民者・被植民者なる主体の双方に内在する多元性が注目されることになる。ここから浮かび上がるのが、「接触」「混淆」「協力」「交渉」「共犯」「亀裂」などといった一連の概念装置である。このうち特に駒込の議論と関連が深いのは「接触」や「共犯」といった論点だが、前者は「コンタクト・ゾーン」に関して後に触れることとし、ここでは主に後者について述べる。

いち早く植民地主義と民族主義の「共振」や「共犯」というべき関係性に理論的に取り組んだのはインドの思想史研究家バルタ・チャタジーである。彼は

「問題提言」the problematic と「主題機制」the thematic という分析審級を導入することで、民族主義者が植民地主義による受動的な「インド」表象に対して異議を申し立てつつ（前者の審級）、同時にその支配的な枠組自体を受け入れる（後者の審級）ことになる内在的な矛盾を主題化した（Chatterjee 1993 [1986]: 38）<sup>11</sup>。それは民族主義が同じ「理性」の土俵において植民地主義を批判したことの帰結——「理性の狡猾さ」the cunning of reason の顕現——とされる（同前 168）。プラカシュもまた、前述の議論に続いて、民族主義が「不可分の主体」として立ち上げた「インド」なる観念が、そもそもオリエンタリズムの植民地主義史観の中で「ヨーロッパとの関係において本質化された」表象の継承であった点を指摘している（Prakash. 1992: 358）。こうした議論は、本国で歴史的に見られた帝国主義・植民地主義とナショナリズムの原初的な親和性が、植民地の文脈において改めて自己省察的に問い直される情景でもある。

植民地主義と民族主義の絡まり合う関係への着目はまた、植民者・被植民者を一枚岩の集団とせずその多元性へと留意する視座を強化した。そうして例えば民族主義のエリート性やそれに伴う民衆の排除といった「民族」共同体の内なる「亀裂」の問題が前景化される。さらに「民衆の声」を無媒介のごとく語るエリート知識人の代弁・表象行為の権力性が指弾されることになる（Spivak 1988）。こうして植民者と被植民者の両者を貫き跨ぐ重層的な関係性を精査する方向性が重視されるのである（加藤 2018）。

チャタジーやプラカシュが論じたような植民地主義・民族主義の関係性は、日本の関連領域において「敵対的共犯」という用語で言い慣わされるようになった。ただし、一言でこう表現した場合、（その逆の「共犯的敵対」以上に）

---

11 チャタジーのこれら二つの鍵概念には定訳がないが、前者が「具体的陳述」、後者がそれを正当化する「枠組」や「規則」を提供する「認識論的・倫理的システム」に相応することから（同前 38）、以上の訳語を用いておく。

「共犯」の方に力点が置かれがちとなる。ここから民族主義を批判すれば植民地主義をも「串刺し」——駒込の用語を転用するなら——にできるかのような議論が生じてくる。前述の民族主義論と比べて、民族主義への評価は反転しているものの、植民地主義の問題が二義的になる点は踏襲しているともいえる。これに対し、プラカシュは、「植民地主義と民族主義の間の闘争 contest を差し置いて認識論的な共犯 complicity を過度に強調しないよう」くぎを刺していた (Prakash. 1992: 361)。駒込もまたそうしたスタンスに一定の距離を置きつつ、「敵対的共犯」の用語をむしろ帝国間の関係性へと当てはめる。それは山室信一 (2003) のいう「国民帝国」の競争・共存すなわち「競存」——あるいはむしろ「競犯」——に相応する。その一方で、被植民者の主体性を「民族」共同体へと回収せずにその経験の多元性をくみ取ろうとする志向性は駒込の理論構成において重要視される。こうした論点も後に改めて触れる。

ここまで、ごく簡単ながら植民地主義の概念規定を中心に欧米圏の議論の一端を述べてきた。幾つか論点を抽出しよう。まず、植民地主義は「支配」を中心に概念化され、よって支配者の側からみた定義となる場合が多い。植民地の概念もまた、本国との関係を維持する支配的な少数者の存在とその特権的位置や優越意識などの要件が重視される傾向にある。また、植民地の法制的な特徴として異法域であることが議論の前提となるが、それ自体がクローズアップされて定義に組み込まれることはまれである。次に、こうした支配者中心の概念化は、帝国主義論への植民地主義の編入によってより一層強まることになる。そこでは、本国の「拡張」という観念が政治、経済、文化などの各領域にわたって問題関心の中心に据えられる。その代表格が主権、資本、文明である。他方、被植民者の主体性を顧慮する立論が植民地研究における今ひとつの主要な潮流を形作ってきた。そこでは被治者にとっての植民地支配の経験が重視され、「排除」や「差別」などの次元が傾注される。こうした被治者中心の観点は特に民族主義論によって主導されてきた。ただし、そこでは民族主義が第一

帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

義となり、それへの対立概念かつ従属変数として植民地主義が二義的に扱われる傾向にある。昨今のポストコロニアル研究は、植民地主義と民族主義を一絡げに問題視するが、後者への批判が先行するあまり、前者の具体像、特にその支配の諸相がかえって見えにくくなるという傾向性もしばしば露呈している。これらを念頭に、駒込の理論構成を見ていくことにしよう。

## 2. 植民地主義

### 1) 理論構成の概要

「植民地主義とは何か」「植民地とは何か」といった問いは、駒込の研究を貫ぬく基底の課題である。前著『帝国日本』は、それに対して一つの答えを与える試みだった。そこで導入されたのは、帝国の版図における法制的な「異法域」として「植民地」を規定する視座である。先行研究として台湾領有後の統治構想の形成過程に関わる春山明哲の議論が参照された（春山 1980）。春山が注目したのは原敬の意見書「台湾問題二案」（原 1936[1896]）である。そこに提起された「台湾ヲ殖民地乃チ「コロニイ」ノ類ト看做スコト」（甲案）と「内地ト多少制度ヲ異ニスルモ之ヲ殖民地ノ類トハ看做サザルコト」（乙案）の二つを、それぞれ「特別統治主義」と「内地延長主義」と整理し、原が後者を優先していたことを論じた。この上で駒込は、明治憲法の適用の実態から、帝国日本の植民政策の基本路線としては「特別統治主義」が採用されたことを示し、それを「植民地主義」と言い換えたのである（『帝国日本』34頁、以下、本書からの引用は同書式で通す）。すなわち、「植民地」とは帝国内にあっても本国とは異なる法制が敷かれる領土であり、「植民地主義」はそうした統治方針を意味した。こうした議論は、台湾や朝鮮などが「植民地ではない」という日本国内で執拗に繰り返される議論に対する明確な反論という意図を備えていた。

『台湾支配』は、こうした以前の自論に対する一定の批判意識に基づき、特にその第I部で改めて植民地・植民地主義の概念規定に取り組んだ。ポイントは、本国や植民者側が台湾を法制的にどう位置づけたかという問題ではなく、「被植民者にとって植民地支配は何だったのか」(29頁)を原点にすえてかかる姿勢である。これは、前節で述べた通り、特に民族主義研究に端を發しポストコロニアル研究へと一部継承された核心的な問題意識と相通じている。

同書の理論化の作業を筆者なりに整理すると、そこには互いに往還する少なくとも三段階の手續きが認められる。

まず一番の基礎として、駒込は当時の台湾の人々の言葉に耳を傾けすくい上げる。その最初が同書第3章の中心人物である李春生の事例である。李は19世紀後半から20世紀初頭にかけて台湾を代表する富商でありキリスト教徒だった。彼は日本統治初期の1896年に孫たちに対して内地人同様の教育を与えようと内地留学の方途を探るが、台湾の住民に対して「文明的の教育」を施すと統治の「妨害」となる恐れがあるという文部省の判断から中途半端な結果に終わっている(148頁)。しばらく後の1910年に李は後藤新平の施政に関して文章を残すが、駒込はその中に登場する「上等の教育を秘し、奴隸の如く之を待し、犬馬の如く之を驅る」という言葉を重く受け止め、真意を測るために、そう発話せしめた社会構造を精査する。一方、『論点』所収の「植民地主義」項目では、『台湾支配』の中心人物である林茂生が改めてクローズアップされている。林は東大・コロンビア大学に学んだ当時最高級のエリートの一でありキリスト教徒だった。駒込が取り上げるのは、今度は台湾領有の最終段階となる第二次世界大戦中の1944年に林が「本島有識層の悩み」として語ったとされる内容である。駒込は、その中で「自分達の政治的地位が低いこと、若しくは低いと感じて居ること」に触れた発言に特に注目する(『論点』8頁)。さらに、「幾ら歩いても元の場所のやうに思つて振り返つて見ると、丁度螺旋状を描いて居る道を歩くのと同じく決して同じ所ではなく、少しづつ進んで居る」

帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

という言葉を取り上げる（同前）。駒込は、これらに李春生とも通じる心情の言語化を読み取り、その読解の足がかりとして、個人を取り巻く政治構造の「厚い記述」に取り組むのである<sup>12</sup>。

次に、駒込の理論化の核心は、本稿「はじめに」でも触れたように、李や林のような「本書に登場する台湾人の経験」と、著名な理論家の経験との間に「低通するものがある」という視座から、両者の対話を仲立ちする作業にある（11頁）。ここで参照される代表例が、「アイルランド出身者としてケンブリッジに学んだ巡礼〔者〕」（『論点』10頁）と理解されたベネディクト・アンダーソンである。駒込にとって、李春生、そして特に林茂生とアンダーソンは互いに通じる場所のある植民地巡礼者である。アンダーソンの主著『想像の共同体』は植民地主義について体系的に語ろうとするものではないが、**前述どおり**公定ナショナリズムと帝国主義の関係について一章割いて論じている（Anderson 2006[1983]:6章）。駒込は、そのイギリスの事例において、帝国の政治的中枢部へと至る「ラセンの上昇路」（同前93頁）が被植民者に対して閉じられていたとする議論を、アンダーソンの植民地主義論の核心として抽出する。駒込にとって、「螺旋＝ラセン」の言葉は林とアンダーソンに通じる「植民地性」の隠喩（『論点』8頁）であり、「ラセン」という言葉を補助線として林茂生とアンダーソンをつないでみたときに、被植民者の経験に即した植民地主義の輪郭が浮かび上がる」（同前9頁）のである。こうして、李や林の言葉は、従前の人類学が文化内在的emicな視点から傾注したようなローカル知というより、世界各地の植民地的状況に広く共鳴するいわばトランスローカルな公共知として連接され理論化されることになる。これは『台湾支配』の中で別の文脈で引かれたサイドの「絡まり合う歴史」intertwined historiesの構成法にも

---

12 こうした李や林の言葉を含む資料の時代的性格や、それをめぐる駒込の解釈と読解の手法は、実際のところかなり入り組んでいる。原書を手にとっていただきたい。

通じる視点である（42頁）<sup>13</sup>。

こうした手続きを経て、最終的に駒込は自らの言葉で次のような「植民地」の定義を差し出す。すなわち、それは、「社会的上昇移動を目指す被支配者の志向に対して、これを阻止しようとする力が働く空間であり、その結果として、重要な政治的地位を占める人びとと、これから疎外される人びとの隔絶が常態化した世界」（182頁）である。こうして、植民地主義の本質が、特に政治的領域での社会的上昇移動を「阻止しようとする力」と、それによる「壁」の恣意的な設定にあることが重視される。

以上のように駒込は植民地主義の法制論的定義から新たに距離をとったわけだが、ここには帝国日本において「内地」とされた地域も含めて遍在する「植民地性」を論じ深める理路の提示という目論見が含まれていた（182頁）。ただし、「異法域」という規定自体が放棄されたわけではない。『論点』所収論文では、『帝国日本』で「植民地」と言い換えた異法域を改めて「外地」とする見解を示している。ここでは、檜山幸夫が導入した法制度的な概念としての「外地」と実態概念としての「植民地」の区別が援用されている（『論点』4-5頁）。その上で「外地」の政治的特殊性を重視する立場を堅持している。しかし、それと同時に、前述した「ラセンの上昇路」の閉鎖論もまた、「かならず

---

13 サイド自身はこれを「対位法的視座」とも呼んでいる（Said 1994: 32）。それは文化と帝国、具体的には英仏の文学作品と帝国編制の両者を関連付ける読解方法だが、前者を後者のイデオロギー的「反映」へと還元するような単純な因果論ではない。当の帝国の力学が、複数の経験や作品を互いに「無関係」とみなす（例えば小説『少年キム』とインド独立運動）ような状況を作り出すこと自体を捕捉し、それにあがなって絡まり合い、重なり合い、同時に共存する歴史として解釈することを目的とする（同前 32-33）。それは、帝国の世界史を対位法で編まれた作品のように聴き取る方法であり、そうして聴き出した構造を歴史叙述として描き出す方法でもある。駒込は、『台湾支配』において、こうした問題意識を「英国史」「日本史」「台湾史」という歴史的な分業体制への介入として鑄直し、「台湾史」を帝国の「世界史」のはざまにおいて把握しようするのである（拙稿 2018b）。



しも「外地」に固有の問題ではなかった」（9頁）と付け加える。こうして、「内地における植民地主義」、あるいは「帝国全域を貫く植民地主義」といった状況を論ずる視座を併せ持つことになったのである。これは、オースタハメル の概念規定における「植民地なき植民地主義」、さらにはアーレントの傾注した国民国家内部の自己背反的な人種主義——ただし彼女はこれに対して植民地主義とは必ずしも言わない——といった議論にも通じる射程を備えている。

事実、駒込は、こうして排除の力学を軸に理解した植民地主義を、<sup>レイシズム</sup>人種主義の議論と結びつけることで補強する。「人種主義的な実践の展開される空間が「植民地」なのだといふべきかもしれない」（649頁）という言い方もしている。人種主義については、台湾人の経験の言語化を基にした定義は採用されない。ひとまず差別する側の言葉が取り上げられた上で、それが台湾人に対していかに経験されたかが検討される。取り上げられるのは「<sup>こうかつ</sup>狡黠の土人」（186頁）、「<sup>チンコロ</sup>チャンコロ」、<sup>チンコロ</sup>「犬」といった言葉である。特に「<sup>チンコロ</sup>チャンコロ」という言葉が、それを聞いた者にとって「<sup>魂</sup>魂への暴力」（531頁）といふべき効果を持ち得たことについて、同書で何度か詳細に述べられる（145頁、331-332頁など）。また、後藤新平が台湾人に対する内地人同様の権利・義務の付与を否認する際に用いた「<sup>チンコロ</sup>犬サエ御馳走ニ対シ御預ケヲ守ル」——逆にいえば台湾人がそうした「<sup>チンコロ</sup>御預ケ」を守れないならば「<sup>チンコロ</sup>犬」以下である——という言葉を帝国日本における人種主義の典型的な実践として詳しく分析している（157頁）。

こうした差別する側の言説実践を理論化するのに援用されるのが、「肌の色など恣意的に選り出した特徴を重要な基準として選択し、この特徴により人間集団をカテゴライズし、否定的（あるいは肯定的）な評価を付与し、一定の人間集団を排除（あるいは包摂）するイデオロギー」（184頁）というロバート・マイルズの定義である<sup>14</sup>。ここにいう「基準」に「血筋、血統」が選ばれるケースもあることから、前著『帝国日本』で用いた排除原理としての「血統

ナショナリズム」が人種主義に重なるとしている。そこでもまた植民地支配の根幹に「血統ナショナリズム」がすえられたと論じており（『帝国日本』60-61頁）、この点で駒込の植民地主義論は一貫している。ただし、前著では丸山真男やアンダーソンの議論によりつつ帝国と国民の矛盾という争点が重視されたのに対して（『帝国日本』5-8頁）、『台湾支配』では人種差別の問題へと力点が移行されたのである。同書では、さらに、仮構された差異が「物質的その他の諸資源や政治的権利への平等なアクセスへの否定」（185頁）という機能を持つことを論じたマイケル・ウエイナーの議論などが援用される。加えて、『論点』所収論文では、中野敏男の議論を引きつつ、「植民地主義とは「人間のカテゴリー化を本質的属性としながら、それによって差別的な秩序を構成し支配しようとする」側面を不可欠の構成要素としている」とまとめている（『論点』9頁）。こうして、駒込の植民地主義の理解の特徴は、被支配者の立場からこれを排除力学として理解し、人種主義とのセットで捉え、さらに帝国全域におけるその偏在性と遍在性を同時に捕捉する視点である。

## 2) 批評と争点

こうした『台湾支配』の植民地主義論の特徴と意義を確認した上で、以下その理論構成について二つの争点を指摘する。植民地主義と文明の関係設定、そして被植民経験からの概念規定にまつわる問題である。

---

14 ただし、マイルス自身の議論によれば、人種主義の概念は濫用されて意味が拡散しすぎており、よって実践よりもイデオロギーの審級に限定して用いるべきと強調している（Miles & Brown 2003: 103）。駒込は、マイルスが実践の一例として論ずるいわゆる「制度的人種主義」institutional racismの問題をより重視しており、両者の力点には差異が認められる。

①文明と植民地主義・帝国主義

同書の理論的議論の中では前景化されていないが、植民地主義は、人種主義の外に、第I部を貫く今ひとつの鍵概念である「文明」とセットで考察されている。この結果、植民地主義を人種主義との関係で排除力学とする前述の捉え方に、それを文明化との関係で包摂力学とする捉え方が混在している。これが第一の問題である。

第I部の中心的な課題の一つは、もともと帝国の世界史・国民史において「野蛮」とみなされた「構造的弱者」たちが、いかに「文明の秩序」の階梯を登ってその使徒へと轉身し、他者の文明化の使命にあたるかという問いとされる。「野蛮」とされる出自ゆえに、近代文明への熱烈な「改宗者」となり、劣位にあるとみなした他者にそれを及ぼそうとする態度（88-89頁、強調原文）の問題である。ただし駒込は「文明」を一枚岩として扱っているわけではなく、英国人宣教師、日本人官僚、台湾人キリスト教徒の三者にとっての内実とそのズレにも留意している。その上で、前二者の文明に共通し、後者が求める文明に見られない要件として植民地主義を挙げるのである（179-180頁）。こうして、そうした態度の内に生起する植民地主義の問題、すなわち帝国による「普遍」の騙りや押し付けの暴力性が考察されることになる（48頁、389-390頁など）。

しかし、前述の定義によるなら、植民地主義の本質はむしろ文明への社会的上昇移動を「阻止しようとする力」の方にあるはずである。事実、第I部において多くのスペースが割かれているのは、文明の使徒がいかに文明を及ぼすまいとしたか、あるいはいかに選択的にのみ及ぼそうとしたかといった実態の審級に関わっている。こうして、文明の「普及」と「阻止」という一見相反する両者が共に植民地主義の問題として捉えられていることになる。植民地主義における文明主義と人種主義という二つの契機の混在といってもいい。

前者への駒込の関心には、研究テーマに起因するところの文明概念の宣教モ

デルとでもいうものが介在しているように思われる。宣教師が「福音」を伝えるにあたって出し惜しみすることは、少なくとも本来の職務上考えにくい。「改宗」や「使徒」といったメタファーを用いつつ、文明と福音を比喩的にパラレルに捉える場合、そこにはエヴァンジェリカルな普遍主義の響きが伴ってくる。

難点は、この「及ぼそうとする態度」が、宣教師や植民者側の帝国意識の問題であって、被植民者という主体にとっての経験という審級を重視する同書の原点と必ずしもそぐわない事実にある。同書が、世界史と台湾史を絡ませ合う間主体的な叙述戦略をとりながらも、後者の主体性を優先したがゆえのジレンマである（拙稿 2018b）。とはいえ、文明主義的な包摂と人種主義的な排除という二種類の志向性の混在が、単に概念的な矛盾といった問題ではなく、植民地主義の実際そのものの反映であり、それ自体が被植民者にとって「暴力」として立ち現れる点は、駒込自身が前著から一貫して強く意識しているところである。であればこそ、「阻止しようとする力」という排除のベクトルだけでなく、その逆の力学も組み入れた上で、そうした矛盾自体を植民地主義の概念規定という課題に組み入れる必要があるだろう。

『台湾支配』全体を読んで気づくのは、駒込が文明や宣教を語る段になると、ほぼ常に植民地主義から帝国主義へと用語をシフトさせる点である。そして、ここまで述べた問題は、つまるところ、駒込が帝国主義の概念規定を意識的に回避したことと深く関わっている<sup>15</sup>。第1節で概観したように、帝国主義論の最大の特徴は「拡張」の概念にあり、文明の「伝播」はその重要なバリエーションの一つである。そして、そこで指摘した問題の一つは、植民地主義が帝国主義と概念的に深い関わりを持ちつつ、後者に対して周縁化されやすい点

---

15 ただし「帝国」については、「一定の辺境（諸）地域が、その地域の支配者あるいは住民の利害を代表していないと考えられる、およそ隔絶した中心により支配されている」体制というホブズボームの定義をひとまず受け入れている（9頁）。

帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

にあった。駒込もまた、特に戦後日本の帝国主義研究について、「植民地支配の政治構造にかかわる具体的な分析を二義的な問題とみなす傾向」（22頁）を認識した上で、批判的に距離をとっている。これは、「帝国日本」の視座を打ち出した前著への自己批判の一つの帰結でもある。こうして帝国主義や帝国の理論的検討を後退させる戦略的立場をとったのである。

しかしながら、留意すべきは、何より『台湾支配』の中心人物たる林茂生自身が「帝国主義」に論及しており、駒込もまたそれを指摘している点である（382頁、392頁）。また、駒込の主要な理論的対話者たるアーレントもまた、周知のとおり全体主義の前提として帝国主義を論じている。そして、駒込自身もまた「帝国」の視座を決して手放していない。それは、「帝国日本」に代わる視座として打ち出された「帝国のはざま」（「はざま」に強勢があるにせよ）、「串刺し」の帝国批判、そしてタイトルに掲げられた「世界史」（主に近代東アジア史に折り重なる英国・日本・米国・中国を中心とする帝国の世界史）などの概念に現れている。そもそも被植民者の経験に寄り添おうとする同書の見論自体が、幸徳秋水や矢内原忠雄の思索に備わっていたところの「帝国主義研究の「初志」（24頁）へ立ち返るものと位置づけられてもいるのである。とするなら、植民地主義論から、今度は逆に帝国主義をいかに再定式化するかという点が課題になってくるといえよう。

## ②「被植民経験」の歴史解釈学

**法制論的説明から解釈学的理解へ** 『台湾支配』が新たに提示した植民地主義論の重要な特徴は、「被植民経験」の歴史解釈学とでも呼ぶべき地平にある。とりわけ実証のロジックの限界に迫りつつ、資料を深く読み込むことで被治者の心情を理解しようとする方法が、明確にそうした志向性を垣間見せている。これまで「植民地経験」を掲げた研究は少なくないが（例えば駒込も引く栗本・井野瀬編 1999 など）、特に被植民者の経験世界に傾注して、それに肉薄

しようとする駒込の資料読解は新たな水準を示している。その反面、これはパンドラの箱を開けるような一面も持っている。ここでは、駒込がそっとしておいたその蓋をあえて少しだけ開けて、争点の所在の一端を述べてみる。

本題に入る前に、植民地主義を被植民経験によって定義するという手続き自体が持ちえる重要な含意を明確にしておきたい。一見それは、当の定義の中に、被定義項たるべき「被植民」を前提しており、トートロジカルで問題含みであると思われるかもしれない。確かに、ある概念に関して、その「受動態」を基礎に定義づけることは少ない。「植民」に対して「被」を付け足すという漢語の操作感は、それが「副次的」「派生的」であるといった観念を助長するだろう。しかし、それが常に禁じ手である必然性もない。事実、「エクリチュール」「シニフィエ」といった概念もある。漢語でも「被災」や「被曝」などはそれ自体が「一次的」な概念として通用するだろう。

これは、第1節で述べたように植民地主義の定義において常に最低限の要件に挙げられる「支配」の問題にとって重要である。観察可能な社会関係からみて「支配」的な位置にある人間が、「支配」の事実関係や意図を否認するケースは少なくない。その人間にのみ発言権を認めるなら、「支配」は存在しないことになる。しかし、もう一方の人間に同様の権利を認めないなら、明らかに片手落ちである。ここから被害者の立ち位置をむしろ一次的なものとして「植民地支配」を捉え返すことの戦略的な必要性や妥当性が浮かび上がってくる。これは、特に駒込が傾注する「暴力」といったテーマに関して切実といえよう（「非暴力」論ならぬ「被暴力」論の構成である）。駒込は必ずしも明確に書いていないが、その理路には、こうした植民地主義論の鍵概念をめぐる「定義権」の奪還や返還というべきポテンシャルが見いだされるのである。

「**被植民者**」は誰か？ ただし、これは同時により本質的なアポリアを呼び起こすことになる。すなわち、「被植民者」とはいったい誰なのか、それを判定するのは誰か、といった問いである。

前述通り、駒込の理論構成は、内地における「植民地性」あるいは「被植民性」をも語ることを可能にした。しかし、これは「被害者の名乗り」の拡散をもたらす可能性がある。例えば、「内地人」が自らを西洋帝国主義の「被害者」と位置づけた言葉がある場合にどう解するか。さらには、あたかも全人類が「近代」によって植民地化された「被害者」であるかのような議論をどう考えるか。遺憾ながら、これらは近代日本の意識構造の一端でもあり、また近代性批判の安易な話の落しどころでもある。逆に、「外地」の原住民が自ら「植民地ではない」と否定する心情を吐露した場合（駒込も林茂生の博論に関してそうした議論に触れている。『論点』7頁）、あるいは彼らが植民地支配を「良い」ものとして語った場合にいかに対処すべきか。「被植民者」に立脚した定義は、その同定をめぐる極めて複雑な問題を開示することになる。これに対して、最初から答案を準備しておいて、発問自体を封じ込んでしまうのは——たとえ政治的に正しいとしても——研究の深化を妨げるだけだろう。逆に、解釈を留保してまず実証の積み重ねを、というクリシェによって、いつしか理論的な議論が自然に深まると想定するのも素朴にすぎる信仰だろう。

駒込は、自らの判断にしたがって意識的に「被植民者」を選定している。それは、一般的には駒込のいう「構造的弱者」としての台湾人であり、より具体的にはその中の「例外的なエリート」である。その基準は、「例外的なエリートとしての地位ゆえにこそ植民地主義という壁に正面から衝突する」（『論点』9頁）という見立てである。前述の議論もまたそうした選ばれし「巡礼〔者〕たち自身の植民地主義の定義」（同前10頁）なのである。

こうした駒込の議論をある種のエリート主義として批判する声もあるだろう（この点は他の書評で取り上げられていたようである）。よく読めば、駒込は「正面から衝突」しなければ「植民地主義という壁」が存在しないとも、あるいはその定義が「巡礼〔者〕たち」以外のすべての台湾人のものだとも書いていない。しかし、前述の表現が、一見したところ「例外的なエリート」にこそ

植民地主義が立ちふさがるといった印象を与えうるのも事実である。そう読まれた場合、駒込の意図に反して、「例外性」は「代表性」にすり替わることになる。

被植民経験の歴史解釈学にとって重要と考えられるのは、植民地主義の定義の多様性を軽視してはならない点である。例えば、前述の駒込の定義には、「社会的上昇移動」というモチーフが前提されていた。しかし、「社会的上昇」にそもそも夢をかけない人々の存在とその経験も同様に重要である。そうした人々が集う壁外は、駒込がいうように「壁」の存在自体を強く意識させる契機自体が少ないかもしれない。とはいえ、そこにはまた「上昇移動」の「拒否」や「無視」といった戦術も存在し得る。この場合、壁外の住人の一部は、そうした行為の積極的な主体として立ち上がってくるだろう。さらにいえば、そもそも「壁」なるものが、支配者だけでなく、被治者によっても防御的、対抗的に構築され、重層化する点を看過できない。例えば朝鮮史研究者の宮田節子は、帝国日本の植民地統治が、第二次世界大戦の終局に至るまで、「朝鮮民衆の持つ、抵抗と呼ぶには余りにも日常的・土着的・普遍的で、それだけに一層支配者にとっては手強く、しぶとく、したたかで、弾圧も出来ず、取締まりようもない、全く手の施すすべのない分厚い民衆の壁」に逢着したと論じている(宮田1985:118)。このように、「ラセンの上昇路」を登ろうとした主体の「被阻止」経験に基づく場合と、そもそもそれに背を向けた「拒否」主体の経験に基づく場合では、植民地の定義に大きな相違が生まれてくるはずである。

「経験」とは何か？ こうした問いは、被植民経験におけるもう一方の要素、すなわち「経験」とは何かという問いに関わっている。以上の議論に関して出発点となるのは、経験とそれに基づく定義が、端的に人の数だけ存在するのか、それとも一定の範囲の多元性に留まるのか、といった問いである。こうした問題に関し、駒込は、柄谷行人のカント論を基に、「単独性—普遍性」を「個別性—一般性」から区別しつつ、前者の対概念から個人史を世界史につな



帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

ぐという視座を打ち出している（14頁）。さらに、「単独者のみが普遍的でありえる」という立場から、「固有名で表現される個人の単独性に密着」することを注記している（倒数75頁）。そうした密着の態度は、前述した歴史資料の精読に確かに現れている。しかし、経験をめぐる理論的な掘り下げは十分とはいえない。

私見では、「経験」それ自体が媒介されたものであり、それに伴って一定の共同性または公共性を帯びている（共同性と公共性の差異は後述）。このあたりに「単独性」と「普遍性」を仲立ちする鍵がありそうである。ここにはヴィルヘルム・ディルタイによって創始された生の哲学をめぐる議論が深く関わってくる。すなわち、経験は原初的に本人以外（あるいは本人ですら）直接アクセスしがたい領域に属するが、実際の生活世界において言語や芸術などを通じて表現され（あるいはそれらが遂行的行為となることで）、公共的に他者へと開かれ、「理解」される契機を持ち合わせている。これを解釈学における「体験 Erlebnis」から「経験 Erfahrung」への移行といってもよい（Davey 2016）。そうして外化された「経験」は、特定の社会や文化の表象・言説の秩序へと組み込まれ、枠付けられることで、有限な多元性に収まることになるだろう。

こうした経験の媒介性をめぐっては、ポストコロニアル理論が、それを隠蔽しようとする言説編制とその権力性の問題へと論を進めた。すなわち、旧帝国側の善意の知識人が、「透明なサバルタンの声」なる発言位置を仮構し、旧植民者の「生き生きとした経験」なるものを「直接的＝無媒介的」に、すなわち「サバルタン自らに語らせる」行為を問題視する。そうして、媒介者としての自らの存在を理論的に消去する一方で、実態としては当の知識人の権威および知識生産の世界的分業を再生産する事態に対して異議を申し立てるのである（Spivak 1988; Kohn & Reddy 2017: 5 節 3 段落）<sup>16</sup>。

駒込はこうした知識の帝國的構造の再生産に対して極めて自覚的である（23-

24頁)。そうした省察に基づいて、「単独者」の経験の語りもまた、林茂生を例にすれば、「駒込が林自らに語らせる」というより、むしろ「林が駒込に語らせる」とでも表現すべき姿勢を感じさせるところがある。とはいえ、林を含む中心人物と駒込の間に歴史的・言語的・民族的な断層が幾重にも立ちはだかつており、さらにそれを乗り越えようとする駒込の知的営為に日本の帝国主義研究の伝統が介在してもいるのも事実である。呉叡人は『台湾支配』中国語版によせた解説の中で以下のようにコメントしている。「非常にパラドキシカルなのは、駒込の深く広い知識の伝承が、ある種の「帝國的」(imperial)——帝国主義的(imperialist)ではない——視野を示している点である。なぜなら、[日本のように]帝国の政治伝統を持たなければ、おそらくこうした羨むべき知識の伝統を生み出した支えることはできないからである。これは客観的、実証的な観察であり、道徳的、政治的な評価を意図するものではない」(呉2019: x)。呉は駒込の業績に対して敬意を表しつつ、そこに旧本国側の知的伝統の威光を感じ取ってもいる。

ただし、前述したようなポストコロニアル研究の代弁・表象批判は、むしろ「民衆」や「原住民」といったカテゴリーで被植民者の真正な「代表性」を躊躇なしに語るタイプの議論に差し向けられていることを確認しておこう。特にそれが旧本国側の知識人によって無自覚に遂行され再生産され続ける場合は、

---

16 三原芳秋は『台湾支配』への書評の中で、ジル・ドゥルーズの議論に基づく「単独性—普遍性」と「個性—一般性」の区別について取り上げ、前者の二項の結びつきが「直接的(非媒介的)」であるとする論点に触れている(三原2017: 70)。そうした分別によれば、筆者がここに述べた「媒介性」の議論はむしろ後者の二項に関わるものとなる。ただし駒込も三原の書評への応答の中で述べるように(駒込2017: 92)、実証史学の規範的手法を踏まえていかにそうした「直接性」を達成するのかといった問題は残る。そもそも、ここでも触れたスピヴァクの論考(Spivak 1988)がドゥルーズの議論を批判の対象に挙げているように、「単独性—普遍性」の間の「直接性」なる概念自体が、それを仮構する代弁=表象の権力性の問題として再審を迫られている側面もまた看過できない。

帝国・植民地研究の基軸概念と争点——駒込武の理論構成を手がかりに（前編）

「善意」に巣くう「知の帝国主義」の嫌疑を免れないだろう（Spivak 1988）。駒込は自らの「選択性」とその「例外性」に自覚的であり、そうした省察を欠いた議論とは明確に一線を画している。ここではこの点を確認して、後に改めて『台湾支配』における「原住民」への目線について、「漢族」との関係性から掘り下げることにする。以上、「被植民経験」をめぐって難題を持ちかけ過ぎたかもしれないが、当然ながらそれは同書の価値を貶めようとするものでは決してない。帝国・植民地研究において、法制論的議論からの解釈学的転回を示した同書は、その先導性をもって、封印されてきたパンドラの箱の蓋に触れることになったというべきだろう。